

別記様式

警備業・探偵業行政処分票

被 処 分 者	認定番号・届出書の受理番号	奈良県公安委員会 第64000389号
	氏名又は名称	奥村 知広
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	奈良県橿原市五井町97番地の1 小西蔵マンション106号
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	新橿原警備保障 奈良県橿原市五井町97番地の1 小西蔵マンション106号
処 分 年 月 日	令和6年10月9日	
処 分 内 容	指示（警備業法第48条）	
処 分 理 由 根 拠 法 令	<p>奈良県公安委員会から、指示書の交付を受けたのに、指示事項を充足する内容の履行結果を提出せず、指示に違反したため。</p> <p>警備業法第48項（指示）</p>	
処分を行った公安委員会	奈良県公安委員会	

注1）処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従事者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。